

地域計画に関するQ&A（続き）

Q7： アンケートは誰が答えるのですか？地域外などつながりのない人は、どうすればいいのですか？

A7： アンケートは、農業委員会から農地の所有者や耕作者に対して発送し、回答していただきます。回答は、返信用封筒にて農業委員会が回収し、みなさまの意向を反映した現況地図等を作成します。地域外にお住まいの方についても、農業委員会から同様にアンケートを発送いたします。

地域計画（案）の作成について

Q8： 地域農業の現状や課題、農業の将来の在り方の決め方がわからないのですが？

A8： 集落での話し合いの場において、誰が集落で地域計画を推進していくのか、中心になる人や話し合いの進め方などについて、取り決めを行います。

現状や課題、農業の将来の在り方については、アンケート結果に基づく現況地図はもちろん、担い手等の耕作者やこれから地域で農業を始める方など、多様な農業関係者の声を交えて考えます。

Q9： 農業を担う者が現況地図と目標地図（10年後）で、大きく変更されてなくてもよいのですか？

A9： 農地の集積・集約を進めて、農業の効率化を図ることも大切ですが、無理に集積・集約をする必要はありません。当初に策定した目標地図は、地域の人や色々な事由により変更が生じますので、あくまで策定時点での目標地図と考えてください。

Q10： 地域に担い手がないので、目標地図に農業を担う者が位置づけできない場合、どうすればよいですか？

A10： 地域計画の策定上、位置づけが困難な場合は、目標地図には「空欄」もしくは「検討中」と記載します。

農地の貸借手続きについて

Q11： 「地域計画」を策定した地域は、農地の貸借はすべて農地中間管理機構を通さないといけなくなるのですか？

A11： 令和7年4月以降は、地域計画の策定の有無にかかわらず、利用権設定（相対）による貸借ができなくなります。よって農地の貸し借りは、農地中間管理機構を通じた契約、または農業委員会の許可を受けた直接契約のいずれかになります。

連絡先

◎ 市農業創造課 (079-559-5089)
◎ 市農業委員会事務局 (079-559-5178)



ホームページ

三田市 地域計画



三田市で農地をお持ちの方
農地を耕作している方へ

第2報

ひら
地域の未来を拓く農業へ！

「地域計画」

～10年後、地域の農地を使って誰が、どこで、何を、どんなふうに農業をするか計画します～

「農業を続けられない農家がいる。これから、私達の地域の農業は大丈夫か・・・」

「私の代で農業をやめる。この農地、これからどうしたらいいのか・・・」

「これから、どんな農業をしていけばいいのだろうか・・・」

「地域でがんばっている農家がいる。何か応援したい。」

「これからの農業を担っていく人がやり易い農業に変えていかないといけない。」

そんな疑問や気持ちがありませんか。
私たちと一緒にそんな地域の課題の解決に向けて
一緒に考えて取り組みませんか。



三田市

三田市 農業委員会

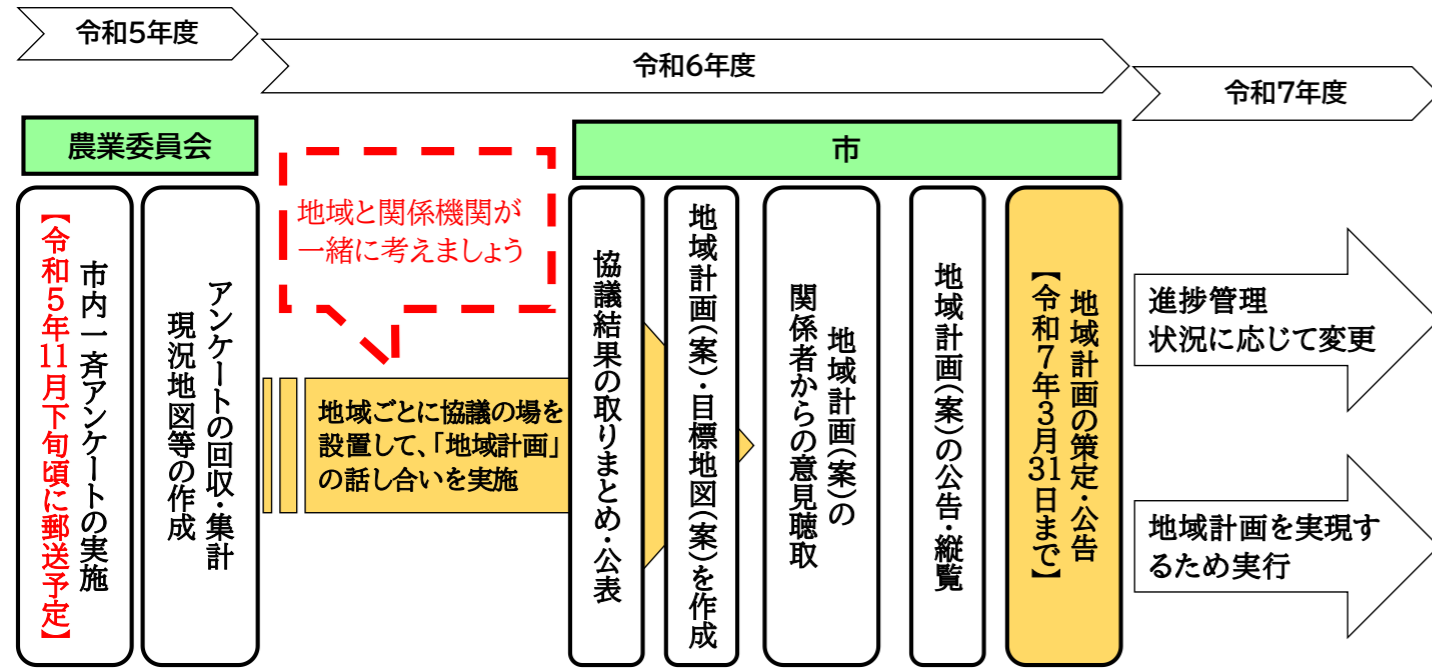
兵庫六甲農業協同組合

兵庫県 阪神農林振興事務所

兵庫県 阪神農業改良普及センター

ひょうご農林機構 阪神農地管理事務所（農地バンク）

地域計画策定のスケジュール



地域計画策定に向けた話し合い

地域のみなさまは、アンケートの集計結果や現況地図等を活用して、「地域計画」の内容について話し合いを行います。

▶ 地域計画策定に向けた地域での話し合いについて

1 話し合いを実施する地域単位
集落を基本に考えています。
2 話し合いの参加者
地域（集落）のみなさまの他、関係機関*が参加します。 ※ 三田市、三田市農業委員会、兵庫県、ひょうご農林機構、JA兵庫六甲
3 話し合う内容
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域農業の将来の在り方 ⇒ 地域の現状や課題を踏まえ、『地域として将来的にどんな農業に取り組むのか（例：高収益作物（野菜等）への作物転換、有機農業の導入）』について話し合います。 ◎ 農業上の利用が行われる農用地等の区域 ⇒ 農業振興地域に留意しながら、『これからも耕作を続けていく区域』、『耕作を続けていくことが困難な区域（例：保全管理のみを行う区域、鳥獣害の緩衝地帯とする区域）』など、地域の現状や将来の見込みを踏まえて、区域の設定を行います。 ◎ 目標地図（案）の作成と、その実現のための取組方針 ⇒ 農地ごとに、将来的に誰が耕作するのかを示した『目標地図（案）』を作成し、その実現に向けた方針（例：農地集積、多様な経営体の確保・育成）を話し合います。 ※ 特に、将来的に耕作者がいなくなる農地について、誰が耕作するのかを話し合います。

地域計画に関するQ & A

地域計画（全体）について

Q1： なぜ、「地域計画」を作成しなければならないのですか？

A1： 全国的に急速に農業者の減少や高齢化が進むなかで、将来の農地利用について、もっと具体的に考える必要が出てきました。

今までの「人・農地プラン」では将来の農地の利用予想までは求めていなかったため、国は令和5年4月に農業経営基盤強化促進法を改正し、「地域計画」と改称し、農地の集積・集約化を含めた将来の農地の利用目標を考えることとなりました。

Q2： 「地域計画」は、誰が作るのですか？

A2： 最終的に「地域計画」を策定するのは、三田市です。今回の進め方においては、アンケートの作成、現況地図の作成、目標地図（素案）の作成は、市農業委員会で行いますので、これらに基づいて、集落で計画（案）や目標地図（案）の策定に向けた話し合いを行います。この話し合いには、市や県、JA等の関係機関も内容や状況に応じて参加します。

Q3： 令和6年度末までに「地域計画」を作成できなかった場合は、どうなりますか？

A3： 策定できなかった場合の直接的なペナルティはありませんが、国や県が実施する補助事業によっては、その集落で「地域計画」が策定されていることが対象要件となってきたため、集落で補助金を活用したいと考えたときに、対象とならない可能性があります。なお、現在、各農会で策定されている「人・農地プラン」は、令和7年4月以降に無効となります。

Q4： 「地域計画」を策定すると、補助金がもらえるのですか？

A4： 策定を事由とした補助制度はありません。今後、農業機械等の購入などの事案に際して、国や県の補助事業を受けるためには、その集落で「地域計画」が策定されていることが対象要件となってきました。

地域計画での話し合いについて

Q5： 話し合いの単位は、どのように考えているのですか？

A5： 地域農業の将来についての話し合いのため、集落を基本に考えています。参加者については、農地を所有・耕作する農業者や農業をしていない農地の所有世帯（者）、営農組合等を基本として、市や農業委員会、県、JA、地域計画コーディネーター等も同席し、スムーズな話し合いとなるよう進めます。

Q6： どういったことを話し合えば良いのでしょうか？

A6： 例えば、地域農業の現状と課題、将来（おおむね10年後）のめざす姿と、それを実現するための方針、目標地図（案）の作成（地域内の農業を担う人のリストアップ）などです。

農業委員会でアンケートを実施し作成した現況地図等を参照し、集落で共有しながら話し合います。